

土地収用法の規定による事業の認定（用地対策課）

島根県告示第308号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和8年5月8日

島根県知事 丸山達也

1 起業者の名称

邑南町

2 事業の種類

井原コミュニティセンター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県邑智郡邑南町井原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県邑智郡邑南町井原地内における7,584.97平方メートルの土地を起業地とする「井原コミュニティセンター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、邑南町が地域の拠点となる安全で利用しやすいコミュニティセンターを整備する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である邑南町は、本件事業に必要な予算を国庫補助金、起債及び一般財源により計上しており、議会の議決も得ていることから、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

邑南町は、人口減少及び少子高齢化や社会構造の変化など、地域が抱える困難が多様化・複雑化している中、地域力の減退を防ぎ、安心してその地に住み続けることができる持続可能な仕組づくりに資する地域運営組織の設立及び運営に係る支援に取り組んでいる。また、社会教育施設等の公共施設の老朽化が進み、施設整備の必要性は年々大きくなっているところである。中でも、井原地区にある井原公民館は建設から46年が経過し、町内に12ある公民館で最も古い施設である上に、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されているにもかかわらず、江の川の二次支川である井原川の洪水浸水想定区域内にあり、安全安心な避難所とは言い難い状況である。

このような状況の中、防災備蓄倉庫も備えるコミュニティセンター、消防車庫・倉庫、バス待合所及び駐車場からなる「井原コミュニティセンター」を整備するものである。

本件事業の完成により、地域住民が相互に協力・連携し、共に支え合うことを目的とした交流活動や学習活動を通じて、地域づくり及び人づくりを進める地域活性化の拠点となり、相互の協働による地域住民が主体となった地域運営の推進に寄与することが認められる。

また、バス待合所の併設により、隣接する農産物直売所であるふれあい市場雲井の里を中継地点とした近隣の同

様の施設との往来が増加し、観光及び農産業の振興が期待できるほか、消防車庫・倉庫等の集約による町の歳出縮減効果及び耐震基準を満たしたバリアフリー対応の安全安心な避難所としての機能による公益的意義は大きいと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、起業者が行った関係部署への照会結果によると、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業の施行に当たっては、防音及び防塵に努め、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や工事用車両の通行等について十分配慮し、周辺環境への影響が最小限となるよう努力するとされていることから周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

また、本件事業に係る起業地において、埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しているが、事業実施に当たり、遺構等が発見された場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じることとされている。

希少野生動植物については、本件事業に係る起業地周辺に希少野生動植物の生息・生育情報があるため、事業実施に当たり、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合には、適切な保全対策を講じることとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、井原地区の地区住民の活動拠点、防災拠点並びに観光及び農産業振興拠点として整備する観点から候補地A（ふれあい市場雲井の里南側、以下「申請地」という。）、候補地B（ふれあい市場雲井の里北西側）及び候補地C（ふれあい市場雲井の里北東側）の3か所を候補地として挙げ、検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、周辺環境が優れていること、必要面積を十分に確保することができること、経済性に優れていることなどから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)のアで述べたように、井原公民館は指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されているが、江の川の二次支川である井原川の洪水浸水想定区域内に存していること、建設から46年経過し、施設の老朽化が問題となっていることなどを考慮すると、早急に事業を施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
邑南町役場（総務課）